

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

NPO法人MTBT協議会

1 事業実施の方針

設立当初の今年度は、既に実施したモニターツアーから得られたフィードバックをもとに、今後の事業構築を計画していきます。また協議会メンバーのコミットメントを更に強化し来年度からの事業基盤を整えていきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①研修・教育機 会の提供に 関する事業	研修プログラムのブラッシュアップ、新規研修プログラムの造成	(A) 通年 (B) 南会津町内 (C) 10人	(D) 研修参加企 業の対象者 (E) 不特定多数	—
②関係人口・交 流人口創出 に関する事 業	本事業年度は、実施予定なし	—	—	—

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

(法第10条第1項第7号関係「翌事業年度の事業計画書」)

令和7年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NPO法人MTBT協議会

1 事業実施の方針

令和8年度からの完全自走化に向け、研修による企業の受け入れを実施し、事業としての収益性を見通します。また、事業の継続的な運営を確保するために営業活動を強化し、定期的な顧客の確保を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①研修・教育機 会の提供に 関する事業	研修の発展的実施とモニターツアー	(A) 10月頃 (B) 南会津町内 (C) 10人	(D) 研修参加企 業の対象者 (E) 不特定多数	2,600
	参考事例地域への視察	(A) 5月頃 (B) 長野県、岩手県 (C) 5人	(D) 協議会内対 象者 (E) 5人	500
	研修実施者向けトレーニング	(A) 4月頃 (B) 南会津町内 (C) 5人	(D) 協議会内対 象者 (E) 5人	1,000
②関係人口・交 流人口創出 に関する事 業	本事業年度は、実施予定なし	-	-	-

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する

